

第2次神栖市行政経営計画

基本方針

令和6年3月

神栖市

目 次

第1章 計画の趣旨

1 策定の趣旨.....	1
2 行政経営計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 市の行財政の状況.....	3
5 これまでの取り組み.....	5

第2章 行政経営の基本方針

1 行政経営の基本理念.....	6
2 経営の取り組みの柱.....	7

第3章 計画の推進

1 実施計画の策定.....	11
2 推進体制.....	11
3 進捗状況の公表.....	11

第1章 計画の趣旨

1 策定の趣旨

本市では、市制施行後の平成18年度から平成30年度まで3次にわたり行財政改革の取り組みを推進し、事務事業の見直しや、行政需要に対応した簡素で効率的な組織機構の整備を行いながら、職員数の削減、コスト削減を進めてきました。しかしながら、市民ニーズの多様化や防災意識の高まりなど市を取り巻く環境が変化する中、職員数の削減や効率化を図るための拠点集約化の影響もあり、通常業務や市民サービスの提供、弊害をきたす状況も見られるようになってきました。

そこで、従来型の削減に重点を置いた取り組みだけではなく、経営（マネジメント）の視点を重視し、行政資源（人材・資産・予算等）の適切な確保と最適配分により、市行政のもてる力を最大限に活用し、市民目線に立った行政サービスを継続して提供し続けられる行財政運営を目指し、その指針となる「行政経営計画」を新たに定め、令和3年度から令和5年度を計画期間として取り組みを進めてきたところです。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により社会生活全体が大きな変化が進み、行政の役割が更に拡大を続ける中、行政サービスの提供のあり方も、デジタル技術の活用をはじめ、従来の行政手法から大きな変革が必要な状況が続いています。

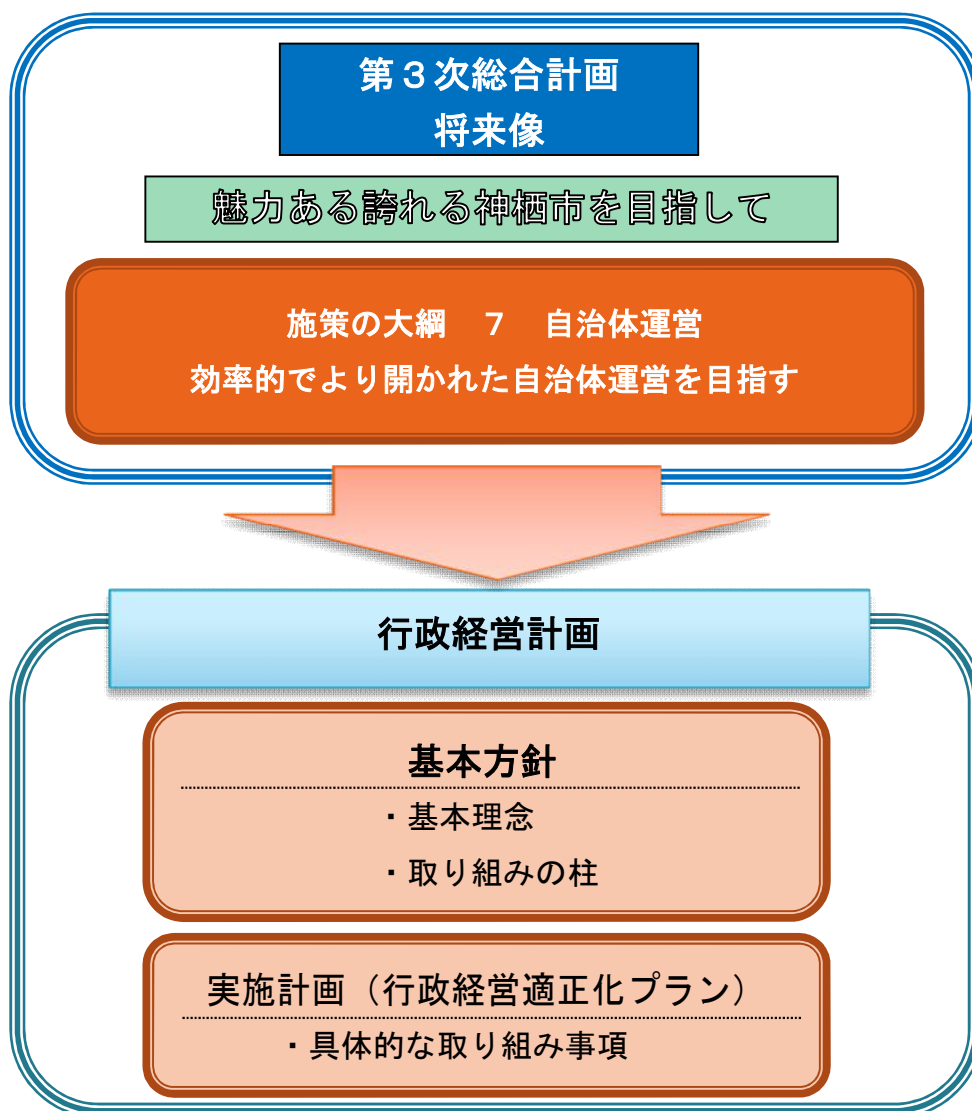
令和5年度からは、新たな市の最上位計画である第3次総合計画がスタートしました。より一層の効果的・効率的な行政経営を進め、第3次総合計画で掲げる施策を着実に実現していくため、行政経営計画を改定し、令和6年度からを計画期間とする第2次行政経営計画を策定するものです。

＝ 2 行政経営計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である第3次総合計画における施策の大綱” 7 自治体運営 効率的でより開かれた自治体運営を目指す” を具体化するための行政内部の取り組みとなります。

第3次総合計画では、「魅力ある誇れる神栖市を目指して」を将来像とし、その理念として①市民本位②協力と連携③挑戦の3つを掲げています。厳しさを増す社会経済状況においても、総合計画で目指す将来像や各種計画で示すまちづくりを着実に進めるために、市民サービスの向上と持続可能な自治体経営を基本的な考え方として、効果的かつ効率的に業務を推進するための行政運営の基盤づくりの指針と位置づけます。

行政経営計画は、基本的な考え方、方向性を示す「基本方針」と、基本方針を実現するための具体的な取り組み事項を示す実施計画「行政経営適正化プラン」で構成します。計画の構成は、下図のとおりです。



＝ 3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

なお、上位計画となる総合計画の改定の際に、必要な見直しを行うこととします。

＝ 4 市の行財政の状況

本市は、県内の市町村の中でも高い水準の財政力を維持していますが、国際情勢に伴う社会経済の大きな変化や、人口構造の変化が進み、今後の諸施策の展開に影響が及ぶものと懸念されます。変化する社会経済情勢と行政ニーズに応じた事務事業の見直しや重要施策への優先的な配分など、効果的・効率的な行政経営を積極的に進めていく必要があります。

(1) 人口

令和5年3月末現在の神栖市の総人口は、94,324人です。近年の人口推移を見ると、ほぼ横ばい傾向にあり、本市が行った将来人口推計では、令和12年(2030年)の本市の総人口は94,893人となります。

年齢別人口でも、高齢者人口(65歳以上)の割合は、全国や茨城県と比較すると低い傾向にありますが、将来人口推計においては、令和12年(2030年)には現状と比較すると、高齢者人口の割合は2.1%増加する一方、生産年齢人口(15～64歳)の割合は1.9%減少するとされ、人口が横ばいで推移する中においても、人口構造の変化は当市においても確実に進展してくものと推計されています。

◆神栖市の現在の人口と7年後の推計

	令和5年(2023年)3月末	令和12年(2030年)推計
総人口	94,324人	94,893人
0～14歳	11,754人(12.5%)	11,696人(12.3%)
15～64歳	59,656人(63.2%)	58,120人(61.3%)
65歳～	22,914人(24.3%)	25,077人(26.4%)

※ () は総人口に対する割合

令和5年(2023年)3月末人口は住民基本台帳路登録者数

令和12年(2030年)推計は「第3次総合計画」による

（２）財政運営

市の財政は、財政の健全性を判断する指標である健全化判断比率において、早期健全化基準を大幅に下回る状況であり、健全な財政運営を維持しています。

しかしながら、市税については、新型コロナウイルス感染の拡大からの社会経済活動の正常化が進むなか緩やかな持ち直しが見込まれるものの、国際情勢に伴う物価高騰等の影響など、経済を取り巻く環境は依然厳しい状況にあり、一方で、歳出においては、少子高齢化の進展に伴い扶助費及び福祉関係経費の伸びは著しく、今後も増嵩が見込まれます。

また、市の公共施設は、鹿島開発において急速に整備されましたが、老朽化に伴う改修・更新を大量に迎えようとしており、市の公共施設等総合管理計画における試算では、市道、公共下水道、上水道などのインフラ設備を含む全ての公共施設等全体の将来更新等費用は、今後40年間の平均では、年間約65.7億円が必要と見込まれています。

今後の財政状況は、社会経済状況や人口構造の変化に伴う収入の減少に加え、公共施設の老朽化に伴う改修・更新費用の確保など歳出圧力が高まる見込みであり、そのような中で、市民生活・地域経済を守り、第3次総合計画等の実現に向けた取り組みを進めるうえでは、財源確保とともに、既存事業の見直しと選択と集中を進め、健全財政を維持していく必要があります。

（３）行政の状況

市の職員数は、行財政改革の取り組みにおいて、スリム化、削減の視点から減員を進めてきましたが、自然災害の多発や、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、行政における災害対応、緊急時対応に係る業務は大きく増加し、人的資源の不足が見られる状況が生じたため、近年は、行政サービスの提供に必要な職員数の確保を進めてきたところです。

今後、令和5年度からは、職員の定年引き上げ制度が開始され、定年年齢が60歳から65歳へ2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げとなります。

また、行政ニーズの多様化に伴い、技術職等の専門職員の必要性が高まっておりますが、新規採用職員募集に対し応募者が少ない状況が続き、必要な有資格者、業務経験者が不足している状況にあります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症対策やワクチン接種、給付金などの生活支援等や、デジタル化の推進をはじめとする新たな施策の展開など、行政においては、迅速な対応が求められ、短期間に高い負荷が集中する業務が増加している傾向

にあります。新たな行政需要にスピーディーかつ的確に対応できる、柔軟性をもった人員配置と体制づくりが必要となっています。将来の生産年齢人口の減少と職員の定年引き上げ制度の導入を踏まえながら、行政ニーズに対応した質の高い行政サービスを維持していくため、適正な職員定数の管理と、効果的な行政組織体制の構築を引き続き進める必要があります。

＝ 5 これまでの行財政改革、行政経営の取り組み

市では、これまで、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政を目指し、行財政改革に取り組んできました。市制施行後の平成18年度に第1次行財政改革大綱を定め、以降、平成30年度まで3次にわたり大綱を策定し、事務事業の見直しや、簡素で効率的な組織機構の整備に取り組みながら、職員数の削減、コスト縮減を進めました。

しかしながら、市民ニーズの多様化に加え、近年の自然災害の多発や新型コロナウイルスの感染拡大を受け、社会経済情勢は大きく変化しております。特に、非常時の対応体制の強化など、行政が担う役割も大きく変化し、それまでの職員数削減や機能集約をはじめとした縮小・削減を主眼とした取り組みでは、市民目線にたった行政サービスの提供や非常時対応などの場面において弊害をきたす状況も見られるようになってきました。

そこで、変化する行政ニーズに的確・柔軟に対応し、市が目指すまちづくりを将来にわたり継続していくために、既存制度の縮小・削減に焦点をあてた行財政改革の取り組みから転換し、限定される行政資源を最大限活用して、質の高い市民サービスを持続的に提供できる「経営」の視点を重視した行政運営を目指して、その指針となる「行政経営計画」を令和2年度に策定し、具体的な実施事項として31のプランを掲げ、令和3年度から令和5年度を計画期間として計画を推進してきました。

令和5年度に前行政経営計画の計画期間は終了しましたが、行政経営は継続的な取り組みです。市を取り巻く社会経済情勢と行政が担う役割は大きく変化を続ける中、引き続き効果的・効率的な行政経営を目指し、第2次行政経営計画の取り組みを推進してまいります。

第2章 行政経営の基本方針

1 行政経営の基本理念

本計画における基本理念は次のとおりとします。

行政経営計画の基本理念

市の持つ行政資源を最大限に有効活用しながら
市民満足度の更なる向上を目指します。

市の経営にとって最大の目的・成果は、市民満足度の高い行政サービスを、将来にわたり持続的に提供してゆくことです。

質の高い行政サービスを提供し、「住み続けたいまち」として発展し続けてゆくことは、市の価値を向上させ、更なる行政資源の確保とサービスの向上に続くサイクルを生み、持続的なまちづくりに繋がります。

本計画は、市を取り巻く環境が更に厳しさを増してゆく中であっても、財政の健全性を維持しながら、市民目線に立った必要な施策を着実に実現させ、神栖市が「住み続けたいまち」として継続して発展し続けてゆくための強固な行財政基盤づくりに取り組みます。

そのために、事務事業の一層の効率化に取り組むとともに、成果を常に意識し、行政の運営のありかたを多様な切り口で見直しながら、必要となる行政資源の適切な確保に努め、さらに施策優先度に応じ有効に配分するなど、確保した資源を最大限に活用できる効果的な行政運営を目指します。

＝ 2 経営の取り組みの柱

基本理念を実現するために、次の5つの取り組み方針「取り組みの柱」を定め、具体的な取り組みを進めます。

基本理念

市の持つ行政資源を最大限に有効活用しながら市民満足度の更なる向上を目指します。



5つの取り組みの柱

1 市民本位の最適な行政サービスの提供

2 自立した活力ある地域づくりの推進

3 持続可能な行財政基盤の整備

4 効果的・効率的な行政経営の推進

5 災害に強い行政運営のしくみづくり

取り組みの柱 1	市民本位の最適な行政サービスの提供
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移り住みたくなる、住み続けたいくなるまちとして発展するため、社会情勢を見極めながら、市が実施するサービスの内容・提供方法について最適化を図り、市民が真に必要な市民本位の行政サービスの提供に取り組みます。 ・ 市の魅力を戦略的に市内外に発信し、市民の市への愛着や誇りを醸成するとともに、市の認知度や好感度を高めるシティプロモーションを推進します。 	
<p>■主な取り組み事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民本位のサービス提供のための事務事業の見直し ・ 市内外への市の魅力発信 	

取り組みの柱 2	自立した活力ある地域づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化する市民ニーズに対応するため、地域の特性や人材を活用し、市民と行政が良き協力体制を築き、お互いの役割を担いながら、連携して活力ある地域づくりを進めます。 ・ 地域組織や市民活動団体が主体的に取り組むしくみづくりや支援をさらに進めることで、コミュニティ活動の活性化を図ります。 	
<p>■主な取り組み事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の参画機会の拡充 ・ 地域コミュニティ活動の活性化 	

取り組みの柱 3	持続可能な行財政基盤の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しさを増す財政状況の中、次世代に継承できる持続的な行財政基盤の強化に努めます。 行財政改革の精神を引き継ぎ、経費削減の徹底と収入の確保に取り組むとともに、多様な視点から収入の向上に取り組めます。 ・ 行政資源を最大限活用するため、社会経済情勢と行政ニーズに応じ事務事業を精査し、効果や優先度をふまえた行政資源の最適配分を目指します。 	
<p>■主な取り組み事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税金・税外収入の向上、新たな財源の確保などの歳入向上への取り組み ・ 事務事業の見直しと、施策優先度に応じた行政資源の最適配分 	

取り組みの柱 4	効果的・効率的な行政経営の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化する行政ニーズに対応した市民満足度の高い行政サービスを継続して提供するため、必要となる適正な人材の確保に取り組めます。 また、業務改善とワークライフバランスの推進により、職員が働きやすく、より市民に寄り添ったサービスを提供できる職場環境作りを目指します。 ・ 新たな行政需要にスピーディーかつ的確に対応できる、柔軟性をもった人員配置と行政組織の整備を目指します。 	
<p>■主な取り組み事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化する行政ニーズに対応できる人材の確保・育成、業務のムリ、ムダ、ムラを省く ・ 行政課題に対応した効果的な組織体制の整備 	

<p>取り組みの柱 5</p>	<p>災害に強い行政運営のしくみづくり</p>
<p>・ 自然災害や感染症拡大などの緊急時において、行政の迅速な対応力の強化、行政機能の維持は不可欠です。平時から災害に強い行政運営のしくみづくりに取り組みます。</p>	
<p>■ 主な取り組み事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時における行政の業務継続体制の確保 ・ 地域と協力した防災体制の強化 	

第3章 計画の推進

1 実施計画（行政経営適正化プラン）の策定

基本方針を着実に推進するため、具体的に取り組む項目を示す実施計画である行政経営適正化プランを策定します。

プランの策定にあたっては、具体的な取組内容やスケジュールを定め、効果を重視するため、目標設定の可視化に努めます。

2 推進体制

（1）行政経営本部会議

市長を本部長、副市長を副本部長として組織する神栖市行政経営本部会議を中心に本計画の推進を図ります。

（2）行政経営適正化推進委員会

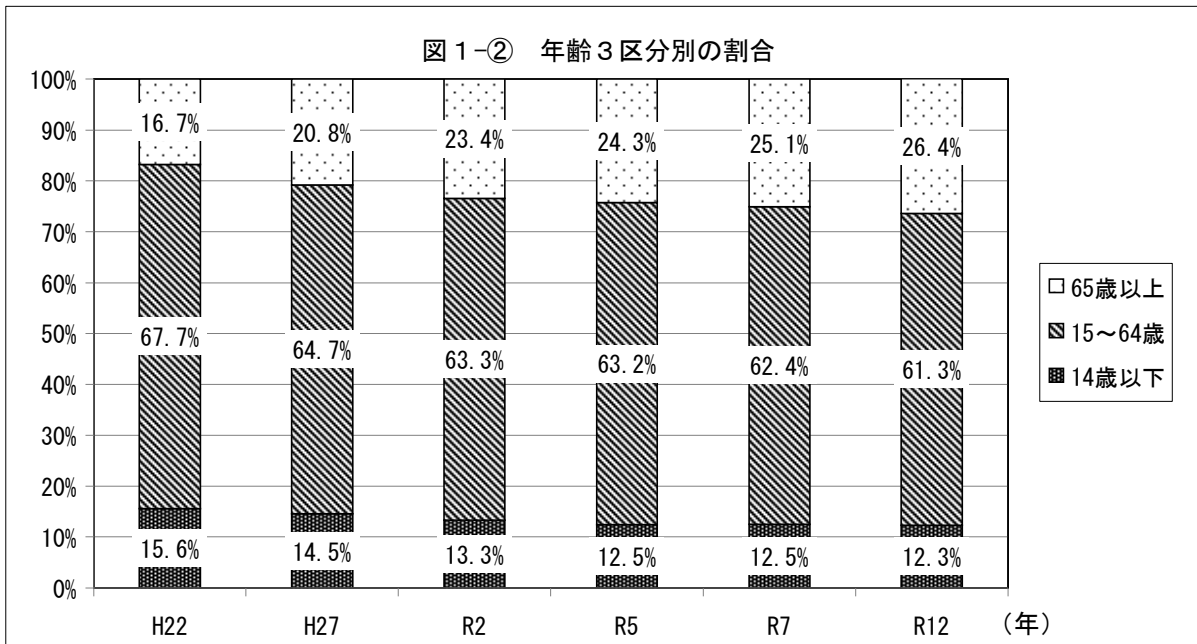
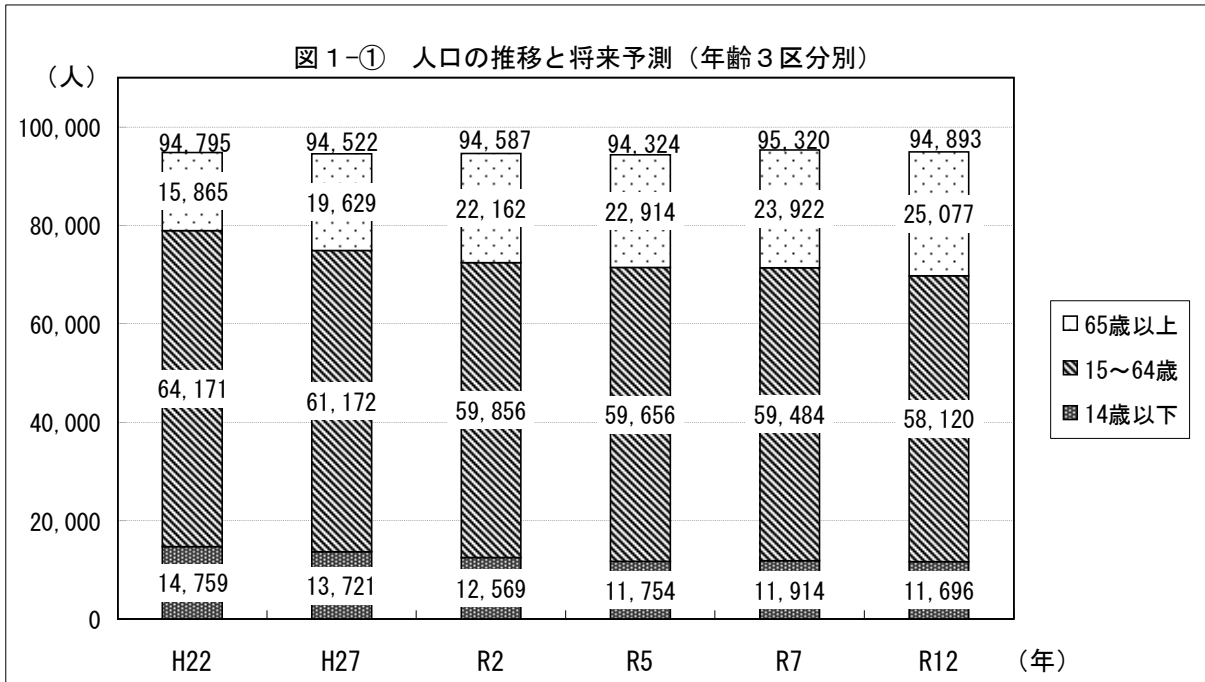
市の附属機関である行政経営適正化推進委員会により、計画の進捗状況について評価・検証します。

3 進捗状況の公表

毎年度、実施計画の進捗状況について、市ホームページ等に公表します。

統計資料

- 図1 人口推移と将来予測 (本文3ページ)
- 図2 職員数の推移 (本文4ページ)
- 図3 市の財政状況 (本文4ページ)
- 図4 主な税目ごとの推移 (本文4ページ)
- 図5 社会保障関係費の推移 (本文4ページ)



出典: H27までは国勢調査人口。

R2は住民基本台帳人口(令和3年1月末現在)、R5は住民基本台帳人口(令和5年3月末現在)
R7、R12の推計は「第3次総合計画」による。

図2 <職員数の推移>

本文4ページ 4 市の行財政の状況 (3)行政の状況

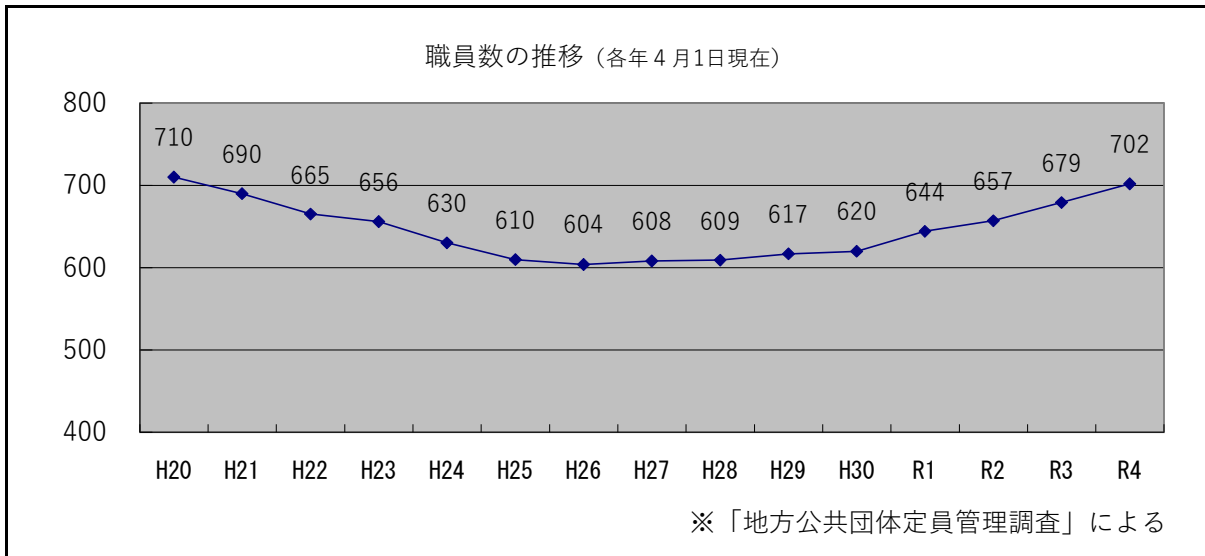


図3 <市の財政状況>

本文4ページ 4 市の行財政の状況 (2)財政運営

	H30	R1	R2	R3	R4
歳入決算額 (百万円)	48,025	47,907	59,362	53,061	51,785
歳出決算額 (百万円)	44,658	44,334	55,882	48,078	48,413

健全化判断比率(%)	H30	R1	R2	R3	R4	[参考] 早期健全 化の基準	[参考] 財政再生 の基準
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	11.9	20.0
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	16.9	30.0
実質公債費比率(%)	5.8	5.5	5.5	3.5	3.7	25.0	35.0
将来負担比率(%)	22.0	26.6	20.4	23.4	23.5	350.0	

※赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「-」で表示しています。

【健全化判断比率】

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の健全化を判断するためのものとして定められた、4つの財政指標(実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率)。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により毎年度算定することとされています。

- 実質赤字比率…市の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、市の財政規模に対する割合で示したものです。
- 連結実質赤字比率…水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、市の財政規模に対する割合で示したものです。
- 実質公債費比率…市の借入金(地方債)の返済額の大きさを、市の財政規模に対する割合で示したものです。
- 将来負担比率…市の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、市の財政規模に対する割合で示したものです。

図4 <主な税目ごとの推移>

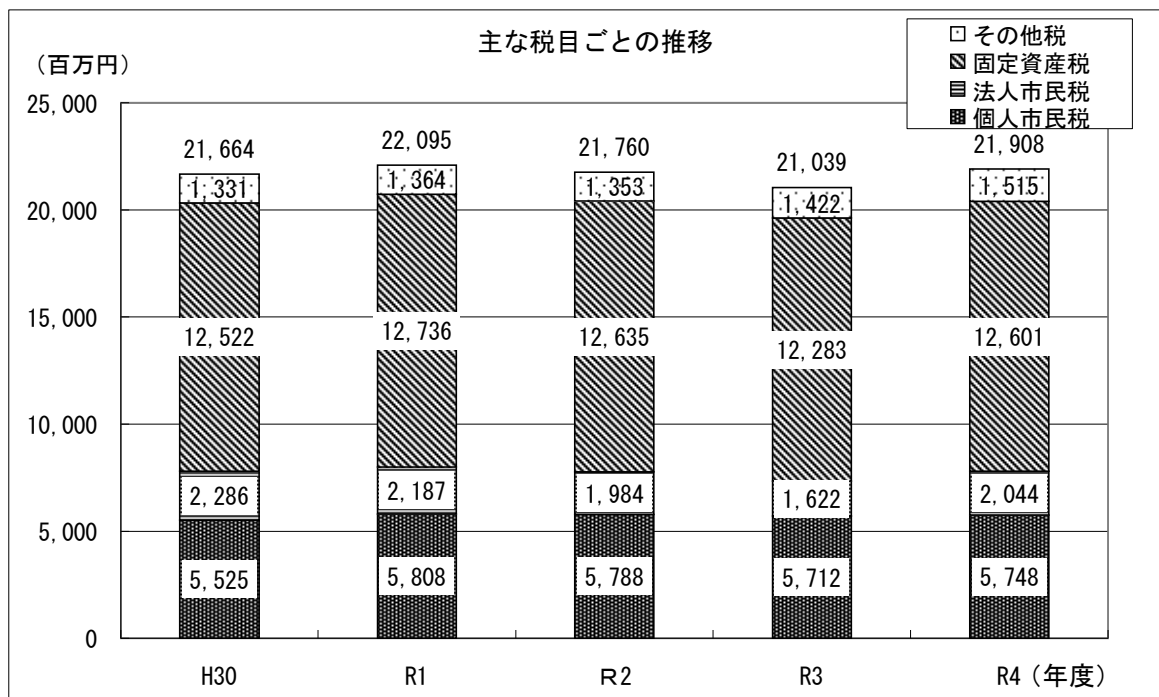
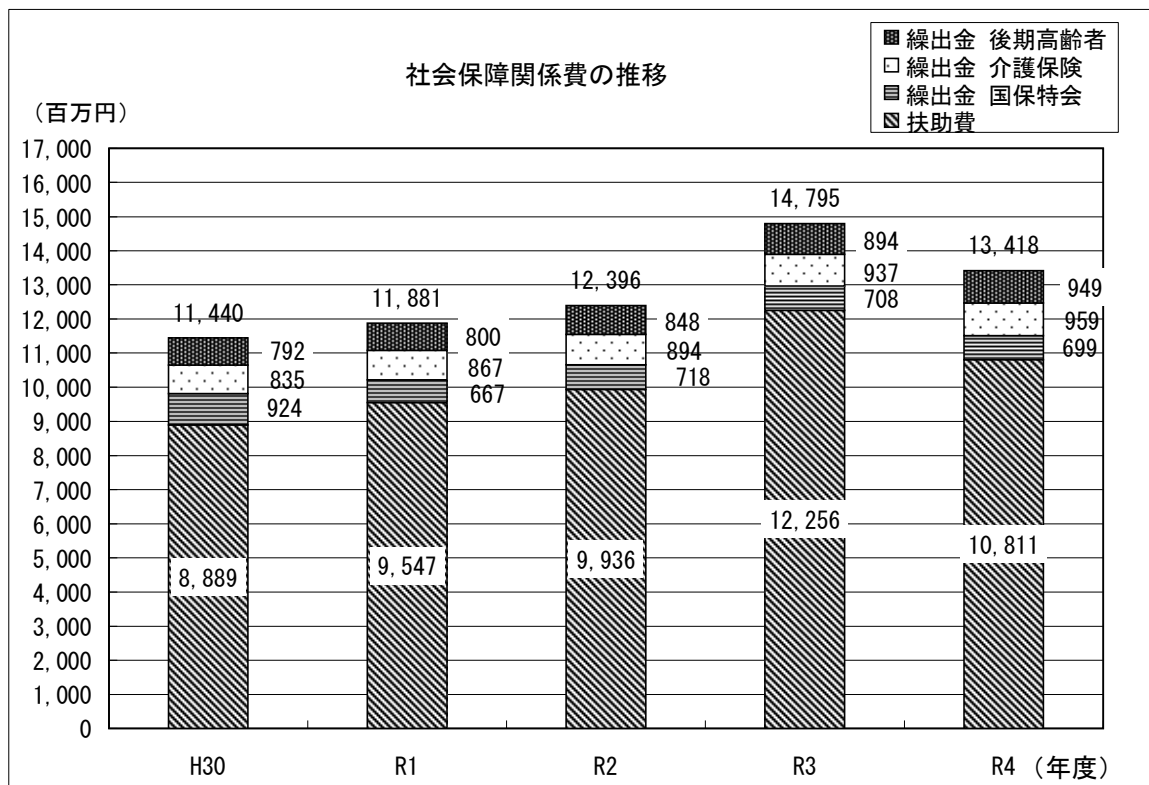


図5 <社会保障関係費の推移>



※令和3年度の扶助費は、新型コロナウイルス感染症に係る子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給などにより増加しました。